

関係課長 殿
各事務（管理）所長 殿

技術管理課長


工事監督におけるワンデーレスポンスの全工事实施について（通知）

ワンデーレスポンスについては、平成19年度より試行を開始して、平成20年度には「工事監督におけるワンデーレスポンスの実施について（平成20年4月30日付、事務連絡）」に基づき主任監督員あたり1工事以上で実施してきたところである。

今後は、全ての工事においてワンデーレスポンスを実施することとしたので通知する。

記

1. 対象工事
全工事
2. 実施方法
（別紙）「四国地方整備局の工事監督におけるワンデーレスポンス実施方針」を参考に実施すること。
3. 特記仕様書への記載
契約条件となる報告関係を廃止することから、記載しないこととする。

旧	新
第〇条 ワンデーレスポンス 1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは請負者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを請負者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。 2. 請負者は計画工程表の提出にあたって、作業時間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について監督職員と打ち合わせを実施すること。 3. 請負者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。 4. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。	

4. 適用
現在施工中の工事及び今後発注する工事

なお、本事務連絡をもって「工事監督におけるワンデーレスポンスの実施について（平成20年4月30日付、事務連絡）」は廃止する。

(別紙)

四国地方整備局の工事監督におけるワンデーレスポンス実施方針

1. 目的

国土交通省直轄工事等の発注者は、社会資本の整備にあたって社会経済情勢の動向や国民ニーズを的確に把握し明確化したうえで実現する責任と、良好な社会資本を適正な費用で整備・維持し、適正な方法で調達する責任がある。

国土交通省直轄工事における発注者の責任と建設生産システムのあり方の基本的な方向を示すものとして、平成18年9月「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会」において「中間とりまとめ」(以下、「発注懇中間とりまとめ」という。)が報告されている。

この「発注懇中間とりまとめ」では、各種取組について具体化したものから順次実現させることとされており、小循環(個々の工事において品質の高い成果が確実に得られる仕組み)を構築するための具体的な取組の一項目として「現場の問題発生に対する迅速な対応(以下、ワンデーレスポンスという)の実施により、問題解決の迅速化を図る必要性が明記されている。

ワンデーレスポンスは、監督職員個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的、システム的なものとし、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するものである。

1) 品質確保への取組強化の一方策

「発注懇中間とりまとめ」の中では、発注者の品質確保への取組強化として、①施工プロセスを通じた検査への転換、②現場の問題発生に対する迅速な対応、③適切なペナルティの検討、の3項目が掲げられている。

工事現場において、発注段階では予見不可能であった諸問題が発生した場合、対処に必要な発注者の意思決定に時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり工事等の品質が確保されないケースが発生していると指摘されている。そのため、発注者は「ワンデーレスポンス」の実施等、問題解決のための行動の迅速化を図る必要がある。

2) 工事の効率化

公共事業の請負者、発注者に課せられた使命は「良いものを、早く、安全に、適正な価格で国民に提供すること」といえる。個々の公共工事現場において、請負者、発注者それぞれにメリットがあり、かつ誰でも取り組むことができる共通目標のひとつに、「速やかに工事を完成させる」ことがあげられる。

安全と品質を確保したうえで、請負者と発注者が協力して適切な工程管理をおこなうことにより、速やかに工事を完成させ、早期に供用開始をおこなうことでメリットが発生する。

2. 実施方法

・基本は「即日対応」

(ア) 請負者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうちに」とする。

(イ) 即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを請負者に確認のうえ「回答期限」を予告するなど、次の段取りができるような回答をその日のうちにする。

(ウ) 予告した「回答期限」を超過する場合は、明らかになった時点で速やかに請負者に新たな「回答期限」を連絡する。

(エ) 措置し得ない事項や判断が困難な場合は、上司に相談し回答する。

(オ) 請負者からの的確な状況の資料等により報告を早期に受けることが前提となるため、請負者に対しても「ワンデーレスポンス」の意義と目的を周知することとする。

3. 実施における留意点

ワンデーレスポンスは基本的に、工事施工の中で発生する諸問題に対し迅速に対応し効率的な監督業務をおこなうための取組であり、工事の監督及び検査の実施に関する取扱いや要領等を変更するものではない。